

広島市牛田・早稲田地域包括支援センター 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人うすい会広島光明学園（以下、「事業者」という。）が開設する広島市牛田・早稲田地域包括支援センター（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定介護予防支援の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 一 名称 | 広島市牛田・早稲田地域包括支援センター |
| 二 所在地 | 広島県広島市東区牛田本町五丁目1番2号 7階 |
| 三 電話 | 082-228-2033 |
| 四 FAX | 082-221-7675 |

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（センター長） 1人（以下いずれかの職種と兼務）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 保健師又は看護師 1人以上
保健衛生管理を行う。
- 三 主任介護支援専門員 1人以上
介護予防支援を提供する。
- 四 介護支援専門員 1人以上
介護予防支援を提供する。
- 五 社会福祉士 1人以上
介護予防支援を提供する。
- 六 事務員 1人以上
事業所の庶務及び会計事務に従事する。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
ただし緊急であり、必要と認められた場合にはこの限りではない。

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

第7条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

第8条（介護予防支援の内容）

介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- 一 要支援認定等の申請に係る援助を行う。
- 二 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とする。
- 三 介護予防サービス計画の作成と実施状況を把握する。
- 四 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など介護予防支援に必要な課題を分析する。
- 五 利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するた

めの支援を行う。

- 六 サービス担当者会議等は、原則として、当該利用者の自宅にて実施する。ただし、利用者またはその家族が参加する場合にあって、当該利用者等の同意を得られた場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 七 指定介護予防サービス事業所等への紹介、その他の便宜を提供する。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業所及び従業者は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身等の状況に応じて、適切な処置を行う。

- 2 事業所及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 3 事業所及び従業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所及び従業者は介護予防サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。
- 5 事業所及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、広島市東区牛田・早稲田中学校区とする。

第11条（利用料及びその他の費用）

介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

第12条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第13条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

第14条（個人情報の保護）

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

第15条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 3 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示する。

第16条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間又は5年間保存するものとする。

第17条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容及び経過等を記録する。
- 3 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 4 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第18条（事故発生時の対応）

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利

用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第19条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 前号については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。
 - (6) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (7) 成年後見制度の利用支援
 - (8) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 前各項については令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第21条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話

装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前号については令和6年3月31日までの間は努力義務とする運用を行う。

第22条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 1月20日から施行する。
- この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。(第4条 従業者の職種・員数及び職務内容の変更)
- この規程は、平成22年 5月17日から施行する。(第4条 従業者の職種・員数及び職務内容の変更)
- この規程は、平成22年11月 1日から施行する。(第4条 従業者の職種・員数及び職務内容の変更)
- この規程は、平成23年10月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成24年 8月15日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成24年10月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成24年12月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成24年12月22日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成25年10月 9日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成25年11月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成26年 1月25日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成26年 4月10日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成26年 5月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成26年 8月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(第18条 虐待防止に関する事項の追加)
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成28年 2月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成29年 7月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成29年 9月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成29年10月31日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成29年12月 1日から施行する。(第9条 実施地域の表記変更)
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、平成31年 2月27日から施行する。(第3条 所在地の変更)
- この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 元年 9月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 元年 9月16日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 元年11月21日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年 8月28日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 2年12月26日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。(第4条 従業者の員数の変更)
- この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。